様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者